



平成 29 年 11 月 24 日

各 位

伊豆シャボテンリゾート株式会社
代表取締役社長 北 本 幸 寛
(コード番号 6 8 1 9)
問い合わせ先
経営企画室室長 桑 原 亮 介
電 話 番 号 03-5464-2380

当社前代表取締役に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 5 日付「当社前代表取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」で開示したように、当社の前代表取締役に対して損害賠償請求訴訟を提起いたしました。同裁判所において損害賠償請求に関する判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決があった裁判所及び判決言渡日
東京地方裁判所 平成 29 年 11 月 22 日
2. 判決の要旨
(ア) 被告（前代表取締役）は、原告（当社）に対し 2682 万 8392 円及びこれに対する平成 27 年 8 月 31 日から支払済まで年 5 分の割合による金員を支払え。
(イ) 訴訟費用は被告の負担とする。
(ウ) この判決は、仮に執行することができる。
3. 訴訟の原因及び判決に至った経緯
本件訴状の対象となった前代表取締役（以下、「被告」といいます。）は、平成 23 年 6 月 14 日に当社取締役に就任し、平成 25 年 3 月 1 日以降は当社代表取締役に就任しています。その後被告は取締役及び代表取締役として再任されてきましたが、当社の平成 26 年 6 月 26 日付定時株主総会において被告を取締役に選任する議案は否決されました。しかしながら被告は同日付の当社ホームページにおいて、被告の取締役選任議案が可決されたと発表し、同日以降も当社の代表取締役として執務をしておりました。
本件は、被告が平成 26 年 6 月以降、多額の用途不明の弁護士費用を当社から支払ったことに関し、当社がそれにより被った損害の賠償を求める訴訟の提起を行っていましたが、11 月 22 日に、複数の口頭弁論を経て、「被告の善管注意義務違反及び忠実義務違反とする当該判決」が言い渡されました。
4. 今後の見通し
上記判決は、当社の主張がすべて認められるものでありました。当該判決の確定を踏まえ、引き続き、刑事告訴の可能性も検討して参ります。なお、当事案が当社業績に与える影響が明らかになった場合には、速やかに開示いたします。

以上